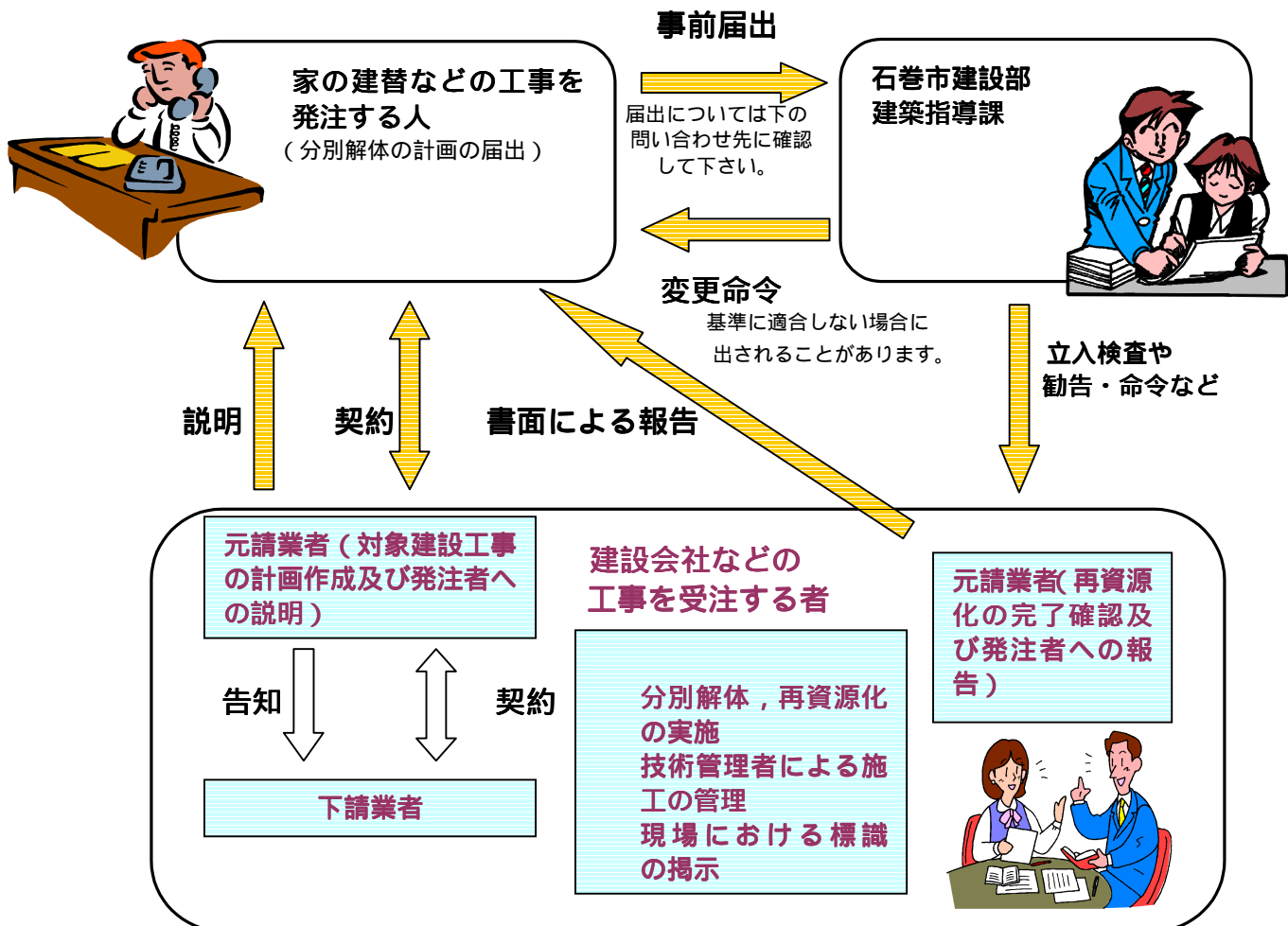


平成 14 年 5 月 30 日から **建設リサイクル法** が施行されます。
コンクリート アスファルト 木材のいずれかを用いた建築物などの解体工事、
 これらを使用する新築工事などで、下記の規模以上の工事（対象建設工事）につ
 いては、基準に従って分別（分別解体）し、再資源化することが義務付けられま
 す。

工事の種類	規模の基準	
建築物の解体	延床面積	80㎡以上
建築物の新築・増築	延床面積	500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォームなど）	工事金額	1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事など）	工事金額	500万円以上

ただし、木材が廃棄物となったものについては、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離
 が50kmを越える場合などは、焼却施設において焼却してもよいこととされています。

工事の発注から実施の流れ



問い合わせ先

石巻市建設部建築課建築指導室

0225 (95) 1111 内線5673、5674、5675、5676、5677